

## 第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 7 月 1 6 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明 ・4 東海 光政  
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉  
11 清水喜代己・12 海野 要 ・13 内藤 正敏・19 草深みつよ  
21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上 1 4 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・吉川主査

総合支所 河芸：河本主査 安濃：横井担当副主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：高橋主査

議事録署名者 21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (所有権移転)

報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (地上権)

報告第 6 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)

議案第 4 号 非農地証明願について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農地利用集積計画の  
決定について (別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第7回第1農地部会を開催いたします。 本日の欠席はございません。出席委員は14名でございます。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。 21番 坂野 大徹委員、23番 川邊 千秋委員、よろしく願いいたします。 それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入らせていただきます。 よろしく願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から2で、合計件数は2件、すべて田で2,753㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。  2ページから4ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から10で、合計件数は10件、合計面積は22,296.34㎡ で、その内訳は田が17,336㎡、畑が4,960.34㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。  5ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。 番号1、車庫及び住宅敷地 番号2、一般個人住宅用地 番号3、賃貸住宅用地 でございます。 以上、件数は3件、すべて畑で493㎡でございます。  6ページ、7ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 番号1、一般個人住宅用地 番号2、駐車場用地 番号3、太陽光発電施設用地 番号4から番号6、駐車場用地 番号7、番号8、太陽光発電施設用地 でございます。 以上、件数は8件、合計面積は4,270㎡で、その内訳は田が1,974㎡、畑が2,296㎡でございます。  8ページをお願いいたします。</p>

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（地上権）、でございます。

番号1、太陽光発電施設用地 でございます。

以上、件数は1件、田で1, 507㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は田で、面積が882㎡、取得年月日は、平成9年2月19日でございます。

番号2、権利者 \_\_\_\_\_、申請地は田で、面積が109㎡、取得年月日は、平成12年4月1日でございます。

これらの案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は2件 面積はすべて田で991㎡です。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）についてですが、番号1に関しましては、\_\_\_\_\_委員に関する案件でございます。先に番号1の採決をして、その後、番号2から番号4の案件について採決したいと思います。

それでは、番号1に関し、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、\_\_\_\_\_委員の一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 それでは、番号1の説明、事務局、お願いします。

事務局 それでは、議案案件の説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_、面積 70, 903㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5, 060㎡、申請地 大里野田町若林\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 582㎡ 外1筆、合計面積 2, 460㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

まず、1件は畑で2, 460㎡でございます。

この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 番号1の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 大里、お願いします。

田中委員 2番、田中です。7月10日に、地元推進委員は欠席しましたので、ご家族の\_\_\_\_\_委員に場所を案内していただきまして、現地確認させていただきました。事務局の報告どおり、何の問題もございませんでした。  
以上です。

議 長 番号1について、地元委員から異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、番号1について許可をすることに決定をいたします。  
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、番号2から番号4の説明を事務局、お願いします。

事 務 局 引き続き10ページをお願いいたします。

番号2、地区 明、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,716.10㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,016㎡、申請地 芸濃町忍田松山\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 280㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,068㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 7,615㎡、申請地 美里町桂畑嗟賀出\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 813㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_、面積 23,892㎡、渡人 \_\_\_\_\_ 外1名、面積 1,128㎡、申請地 美里町南長野棕廣\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 357㎡ 外1筆、合計面積 586㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は3件、合計面積は1,679㎡で、その内訳は田が1,042㎡、畑が637㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下

限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号2から地元委員の意見を伺います。番号2、地区 明、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。7月10日に、地元推進委員と、それから事務局の皆さんと現地を確認させていただきましたけれども、事務局の報告どおり、何も問題ございません。よろしくお願ひします。

議 長 番号3、4、地区 長野、お願いします。

清水委員 11番、清水です。7月9日、現地調査をしてまいりました。両件とも別に問題はないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 地元委員から異議のない旨の発言がございました。番号2から4について、皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、番号2から4について許可を決定することにいたします。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明お願ひします。

事務局 11ページから13ページをお願ひいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人兼転用者 \_\_\_\_\_、転用者 株式会社 \_\_\_\_\_  
代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白塚町浜新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 32㎡ 外5筆、合計面積 843㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、もう一方の転用者とともに申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、342.04㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 櫛形、受人 社会福祉法人 \_\_\_\_\_ 理事長 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 産品中之谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、  
面積 99㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を隣接する既存駐車場と一体的に駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_ 合同会社 代表社員 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 高茶屋小森町犬塚\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地  
目 雑種地、面積 869㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものですが、平成16年頃から建設残土置場として利用し  
ていたとして始末書が提出されております。

パネル設置面積は、370.21㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.  
6%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請地 雲出本郷町川端\_\_\_\_\_、台帳地目 田、  
現況地目 雑種地、面積 200㎡ 外10筆、合計面積 4,357㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものですが、昭和60年に\_\_\_\_\_開発申請があり、昭和  
62年の所有権移転登記の際に、申請地の全部または一部につき農地法第5条  
第1項の許可を受けたと思料される開発登録簿の写しが添付されております。

パネル設置面積は、15,193.00㎡、パネルの設置率は、一体利用地  
の面積を含め、転用面積の64.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出本郷町西添\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、419.02㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.  
4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出本郷町西添\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、419.02㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.  
4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 雲出、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 雲出島貫町北大年\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目と  
も田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、419.02㎡、パネルの設置率は、転用面積の41.

4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 大里、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
渡人 \_\_\_\_\_、申請地 大里山室町大平子 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 1,309㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、605.34㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.  
2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 黒田、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町三  
行小林 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 16㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入路  
用地とするものです。

平成元年頃から、自宅前の道路が狭小で、隣接地と一体的に進入路として利  
用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするも  
のです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 明、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 申請地 芸濃町林  
城屋敷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 360㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車  
場、進入路、倉庫用地とするものですが、倉庫用地として使用していたため、  
始末書の提出がされております。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 長野、受人 \_\_\_\_\_ 代表役員 \_\_\_\_\_、渡  
人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町桂畑垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも  
田、面積 211㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を駐車場  
用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 辰水、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町  
家所五会内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,774㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光  
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、508.41㎡、申請地が不整形地であることに加え、  
西側にある林地の影響で日陰となるなど、パネルの設置率は、転用面積の1  
8.3%となりますが、それぞれパネル、管理用通路、フェンス等を配置し、  
太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 草生、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締

役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町草生天神前 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 697㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、163.00㎡、申請地の南側にある山林の影響で日陰となるなど、パネルの設置率は、転用面積の23.4%となりますが、それぞれパネル、管理用通路、フェンス等を配置し、太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 安濃、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多四ノ首 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 1,322㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、480.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の36.4%となりますが、メンテナンス車両の駐車スペースを確保する計画であることから、太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。

なお、申請地は水田でしたが、水が来ないので畑地造成のため平成30年頃から埋立てをしていたところ、今回、太陽光発電施設の話が持ち上がったため、盛土がされている旨の始末書の提出があります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 香良洲、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町大新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 403㎡ 外2筆、合計面積 840㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、425.21㎡、パネルの設置率は、転用面積の50.6%となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号16、地区 香良洲、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町大新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 376㎡ 外2筆、合計面積 1,010㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、538.08㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.3%となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号17、地区 香良洲、受人兼転用者 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、転用者 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町大新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 991㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、もう一方の転用者とともに申請地を太陽光発電施設用地とするものです。



パネル設置面積は、366.64㎡、パネルの設置率は、転用面積の37.0%になりますが、メンテナンス車両の駐車スペースを確保する計画であることから、太陽光発電施設用地として使用する内容であることが確認できます。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 香良洲、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町大新田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 653㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、325.65㎡、パネルの設置率は、転用面積の49.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 香良洲、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_（持分2分の1） 外1名、申請地 香良洲町大新田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 882㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、485.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の55.1%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は19件、合計面積は20,266㎡、このうち田が15,367㎡、畑が4,899㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 白塚。

田村委員 3番、田村です。7月10日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明どおり、問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 番号2、地区 櫛形。

東海委員 4番、東海です。7月10日に地元推進委員、川邊委員と事務局、4名による確認をさせていただきました。何ら問題はございませんでした。ご審議をお願いします。

議 長 番号3、地区 高茶屋、番号4から番号7、地区 雲出、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。先、4番から5、6、7、それから16番、ちょっと先に言わせていただきます。7月10日、会長、部会長、それから地元推進委員で現地確認をさせていただきました。別に何の問題もないということでしたので、よろしく申し上げます。

それから3番、7月10日、地元推進委員、それから事務局と現地確認をしました。これも別に問題ないということでした。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
番号8、地区 大里。

草深委員 19番、草深です。7月10日に会長、部会長、事務局、それから田中農業委員と現地確認させていただきました。それから業者の方も来て説明していただきまして、何ら問題なかったなので、事務局の説明どおりです。

議長 番号9、地区 黒田。

喜多委員 8番、喜多です。事務局が説明してもらったとおり、進入路用地ですので、別に問題ないので、よろしくお願いします。

議長 番号10、地区 明。

牧野委員 10番、牧野です。7月10日、地元推進委員と事務局と確認いたしましたけれども、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
番号11、地区 長野、番号12、地区 辰水、お願いします。

清水委員 11番、清水です。最初に長野、これ、\_\_\_\_\_の駐車場ということで、7月10日、現地確認いたしましたところ、別に問題はないということでございます。

それから12番、久しぶりに我々の地域に太陽光発電施設ということで、田んぼの真ん中辺りの進入路が少ないところで、近くは親戚の方の土地なので、何とかできるということで、進入路の件は問題ありません。あと、水の問題も確認させていただいて、問題ないと思っております。

以上です。

議長 番号13、地区 草生。

内藤委員 13番、内藤です。7月10日、地元推進委員と事務局と私とで現地確認させていただきました。何ら問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 番号14、地区 安濃。

海野委員 12番、海野です。この案件につきましては、1,000㎡以上ということで、7月10日、守山会長、太田部会長、事務局、業者、それから地元推進委員、それと私とで現地確認を行いました。地元推進委員から、一部公道と私有地について境界がはっきりしていないという指摘がありまして、業者が工事の際に問題がないように申し出がありました。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
それでは、番号17から19、地区 香良洲、お願いいたします。

村澤委員 5番、村澤です。15番、17番、18番、19番、これ、7月9日に現地確認しました。地元推進委員と事務局と、別に何の問題もないということでしたので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
議案第2号は、太陽光がほとんどの議案でございます。これを見ますと、どうやら地域が限られてきたような思いもしております。どうかきっちりと審議事項だけは皆さんでお願いしたいなと思います。  
番号1から番号19について、地元委員から異議のない旨の発言がございましたが、皆さん、いかがでしょうか。  
よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。  
次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 棕本、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本響野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 133㎡ 外3筆、合計面積 427㎡。  
これにつきましては、借人は、貸人との間に40年間の使用貸借を設定し、申請地を分家住宅用地とするものです。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町曾根東浦\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 359㎡。  
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅及び駐車場用地とするものです。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 安濃、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_ 外1名、申請地 安濃町曾根東浦\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 0.67㎡。  
これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借を設定し、申請地をさきの番号2で許可を受けようとする隣接地、一般住宅及び駐車場への通路用地とするものです。  
農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は3件、全て畑で、合計面積は786.67㎡でございます。  
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 椋本。

牧野委員 10番、牧野です。この件も7月10日に現地確認させていただきました。  
雨水は道路の側溝へ流すということと、それから各地区は公共下水道ができておりますので、別に何ら問題ないということでございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

議 長 番号2、3、地区 安濃。

海野委員 12番、海野です。7月10日に地元推進委員、支所事務局、そして私とで  
現地確認を行いました。特に問題なしと判断させていただきました。よろしく  
お願いいたします。

議 長 番号1から番号3まで、地元委員から異議のない旨の発言でございます。皆  
さん、いかがですか。

坂野委員 よろしいですか。

議 長 どうぞ。

坂野委員 21番、坂野です。番号1ですけれども、貸借権が民法で20年、借地借家  
法で30年と私、記憶しているのですけれども、さっき40年というふうにお  
っしゃいましたけれども、その根拠はいかがでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 使用貸借であれば、年数は問わないとは確認しています。それで40年間の  
使用貸借を締結していると聞いていますが、よろしいでしょうか。

坂野委員 期間を問わないということですね。

事 務 局 そうですね。使用貸借なので、50年間とか100年間とか、それでも構わ  
ないと確認しておりますので、よろしいでしょうか。

坂野委員 分かりました。

議 長 番号1から3について、異議ないということですが、よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認め、議案第3号について許可を決定することにいたします。  
次に、議案第4号 非農地証明願について、事務局、説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。  
議案第4号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 片田、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 片田久保町真船口 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 26㎡。

これにつきましては、申請地を昭和31年頃から道路敷地として使用し、現在に至るとのことですが、平成4年10月の空中写真撮影記録により申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

番号2、地区 大里、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町南豊久野 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 6.49㎡。

これにつきましては、申請地を平成2年頃から事業所用地として使用し、現在に至るとのことですが、平成10年11月の空中写真撮影記録により申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は32.49㎡で、その内訳は田が26㎡、畑が6.49㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 片田。

東海委員 4番、東海です。7月15日に地元推進委員、川邊委員、事務局、4名で確認をさせていただきました。何ら問題はありませんでした。  
以上、よろしく申し上げます。

議長 番号2、地区 大里。

草深委員 19番、草深です。事務局と田中委員と私と3人で確認させていただきました、事務局の説明どおり、何も問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 番号1、2について地元委員から異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第4号について証明することに決定をいた

します。

次に、別冊でお配りした議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局、説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で48,072㎡、畑の使用貸借で2,801㎡、契約件数は12件でございます。

河芸地区につきましては、田の使用貸借で8,458㎡、畑の使用貸借で419.44㎡、契約件数は1件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借のみで10,962㎡、契約件数は3件でございます。

芸濃地区につきましては、田の使用貸借のみで1,297㎡、契約件数は1件でございます。

美里地区、香良洲地区につきましては、今回はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて68,789㎡、畑の集積が、使用貸借のみで3,220.44㎡、合計契約件数は17件、合計面積は72,009.44㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区4件、安濃地区1件、芸濃地区1件で合計6件、合計面積は18,402㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で35.3%、面積で25.6%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

資料の3枚目をご覧ください。

今回、「農地利用集積円滑化事業」から契約移行したものはなく、新規のみです。該当のものについては、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は012番と014番になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、ここからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございません。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

それでは、ご審議をお願いします。皆さん、いかがでしょうか。

よろしいですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長        それでは、議案第5号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。  
              以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。  
              以上で第7回第1農地部会を終了いたします。

午前10時50分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

令和2年7月16日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_